

凡ソ帝王ノ刑法ヲ設ル。
無刑ヲ以テ本意トナスコト明ナリ。

蘆野徳林『無刑録』より



歴史の壺

法務史料展示室だより

第18号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

法務図書館の 書棚から

第3回 『板垣退助負傷一件書類』

それは、明治15年(1882)4月6日のことでした。自由党の総理であった板垣退助が、岐阜県下での講演ののち、愛知県士族・相原尚褻に襲われて負傷するという大事件が発生します。自由民権運動が盛んであった当時のこと、その一翼を担う自由党総理・板垣の遭難は世間の耳目を集め、新聞等で大々的に報じられました。事件の翌日には、負傷した板垣を見舞うための勅使派遣が決定されていますが、こうした迅速な政府の対処からも、事件の重大性をうかがうことができます。

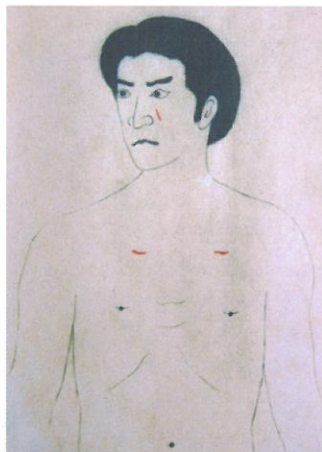
板垣を襲った相原は、その場で取り押さえられ、裁判を経て、同年6月28日に、無期徒刑の判決を受けました。徒刑とは、この年の1月1日に施行されたばかりの刑法典に定められた刑名で、「島地ニ發遣シ定役ニ服ス」刑罰です。判決後、彼は北海道で服役しますが、明治22年(1889)の大日本帝国憲法発布に伴う大赦によって釈放されたのち、板垣に面会して謝罪をしたという、後日談を残しています。

さて、本事件のように、明治期の世情や政府をゆるがした大事件の犯人たちも、当然のことながら刑事裁判を経て断罪されています。そして、彼らの裁判に係わる史料が、法務図書館には多数所蔵されているのです(残念なことに、戦災によって焼失した史料も多く、全ての事件を網羅できるわけではありません)。今回掲げた写真は、『板垣退助負傷一件書類』と題された簿冊の表紙と、板垣の傷の状況を示した絵図です。このように、史料からは事件の生々しい実状をみてとることができます。法務史料展示室には、そのごく一部が展示されていますが、いずれも、当時の捜査の進展経緯や、裁判の内容を知る上で、大変重要な史料です。

なお、この事件の現場で板垣が発したとされる、「板垣死すとも自由は死せず」の言葉は、現在でも広く知るところです。しかし、この発言が確かに板垣によってなされたものであるという確実な証拠は残されておらず、現在では真偽不明とされています。事件から6日後、4月12日付の『東京日日新聞』には、板垣が、負傷した彼を介抱する仲間たちに向けて「諸君歎ずる勿れ板垣退助死するも日本の自由ハ滅せざるなり」と述べた旨が報じられていますので、板垣が発したものであるか否かは置くとして、事件発生から間もない時期に、すでにこれに類する言葉が成立していたことだけは確実といえそうです。



『板垣退助負傷一件書類』(表紙)



『板垣退助負傷一件書類』中、板垣の負傷箇所を示した絵図

*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介いたします。

字引を ひもとく

白状：ハクジョウ

現代では、自身の犯した罪について真実を述べるという意味で用いられますが、かつては、犯人の自白書そのものを指していました。この言葉は、鎌倉幕府の法や判決文の中にも頻りに登場し、「拷訊に及び圧状を責め取り、白状と称し断罪せしむるの条、甚だ然るべからず」と定められ、現代と同様、強制的な自白は証拠とならないことになっていったようです。

史跡探訪

伝馬町牢屋敷跡

てんまちょうろうやしきあと

東京メトロ日比谷線の小伝馬町駅4番出口をでるとすぐ、「江戸伝馬町牢屋敷跡」と書かれた石碑が目につきます。江戸時代、幕府の囚人を拘禁する施設であった伝馬町牢屋敷は、慶長18年(1613)に設置され明治8年(1875)市ヶ谷監獄の建設によって廃止となりますが、約250年間、前近代的な行刑施設としての役目を果たしました。

当時の牢屋敷は、今日の行刑施設とは異なり、おもに刑事裁判中の未決拘禁施設としての役割を担っていました。牢屋敷の広さは最大で、3510坪であったともいわれています。獄舎の定員は350名程度で、過剰収容の問題が生じた時期もあったようです。囚人は、すし詰め状態で身動きもとれず、立て膝のまま昼夜を過ごした、とも伝えられています。もっとも、牢内には、自治的に内部を統制するいわゆる「牢名主」以下12名の役付き入牢者がおり、こうした人々は過剰収容のときであっても寢床を確保できるなど、特権を有していたようです。



延命地藏尊



御椽場(刑場)跡の碑

なお、牢屋敷内には刑場も置かれ、死刑の執行もおこなわれていました。現在、大安楽寺境内にある御椽場跡には、供養のための延命地藏尊がまつられています。



歴史の壺クイズ

日本中世においては、裁判の当事者は自らの主張を証明するために「起請文」と呼ばれる神に誓う文書を書き、しばらくの間神社にこもりました。そして、この間に神様の怒りを表すような現象がその人に起きなければ、主張が真実であることが証明されました。そのような現象は9種類あったと考えられているのですが、それに当てはまらないものは、以下のうちのどれでしょうか。

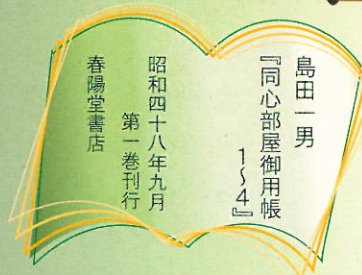
1. 食べ物をのどにつまらせること
2. カラスに糞をかけられること
3. 口内炎ができること

前回の答えは
2番!

<お詫びと訂正>

第17号の一部に、誤植がございました。読者の皆様には謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。つぼ博士が紹介した史料は、正しくは『自由平等経論』となります。歴史の壺クイズの選択肢3の「意義」は、「異議」となります。以上、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

描かれた法



江戸時代中期の享保年間(18世紀初頭)、徳川将軍のお膝元であった江戸は、総人口百万人を抱える、世界有数の大都市となっていました。江戸幕府は、この地を治めるために「町奉行所」を設け、その総帥としての「町奉行」に統治者として強大な

権限を与えました。しかし幕府官僚であった町奉行については、時々の政治情勢や権力闘争の結果として転任交代がおこなわれるのは日常のことであり、実際に町方の人々の安全を守り治安の維持にあっていたのは、「与力・同心」と呼ばれた幕府直属の武士たちです。彼らは総じて「御目見以下」といって将軍に会うことも許されない低い地位に置かれていましたが、特に江戸の町民と直に接する同心は、事実上の世襲制のもとで、町屋の細部にわたる情報や庶民感情を熟知し、捜査・取調の技法に長け、人的なつながりを拠りどころに、驚くほど少ない人員でその職務を達成していました。

さて、四巻からなる『同心部屋御用帳』は、昭和を代表する推理作家の一人島田一男氏の手になる「捕物帳」で、合わせて四十の短編が収められています。主人公は、先にいう同心のなかでも、「定町廻」といって地域を分担して江戸の町を巡回し犯罪の探索や犯人の捕縛にあたることを主たる任務とする者たちで、多彩なキャラクターをもつ彼らが、日々起きる様々な刑事事件の解決のために八面六臂の活躍をする姿がテンポよく綴られています。その過程でさりげなく描かれる華やかな色模様、小気味良い絶妙な言葉のやりとり、虚構の世界とは承知しながらもついほろりとさせられる結末など、難しい考証や理屈を離れて、一流のストーリーテラーの巧みな技に酔い、物語を堪能してみたいかがでしょうか。